

議案第 84 号

令和 5 年度石垣市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 5 年度石垣市水道事業会計未処分利益剰余金 572,321,721 円のうち 106,161,721 円を減債積立金に、106,160,000 円を建設改良積立金に積み立て、360,000,000 円を組入資本金に組み入れることを議会の議決に付する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

石垣市長 中山 義 隆

令和5年度石垣市水道事業剰余金処分計算書(案)

(単位:円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	3,125,037,841	739,334,093	572,321,721
議会の議決による処分額	360,000,000	0	△ 572,321,721
減債積立金の積立	0	0	△ 106,161,721
建設改良積立金の積立	0	0	△ 106,160,000
組入資本金の組入	360,000,000	0	△ 360,000,000
処分後残高	3,485,037,841	739,334,093	(繰越利益剰余金) 0